

南知多町内海海岸環境整備施設の指定管理に係る公募型プロポーザル実施要領等に関する質問書及び回答（令和5年11月7日）

No	対象書類	項	項目	質問	回答
1	仕様書	6	10	<p>利用料金収入について、「全額町へ納入する」との記載があるが、当該指定管理施設においては、現状の利用状況などを勘案した場合、駐車場利用料金が主な収入の柱となる。特に当初5年間は、自主事業として施設整備投資を実施することにより、厳しい事業収支が予想されるため、利用料収入を「指定管理者の収入とする」よう再考できないか。</p>	<p>今回のプロポーザルにおいては、仕様の変更はしないものとする。</p> <p>ただし、ご指摘のように当該施設における収支見込みについては、過去の実績もなく、現状は収益性の低い施設であり、集客のための自主事業の重要性は認識している。指定管理者が自ら新たな施設整備に投資することなどを踏まえ、今後は「利用料金を指定管理者の収入とする」ことも検討していく必要があると考えている。</p>